財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十六条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。

（名称等の変更の届出）

第三条　認定経営革新等支援機関は、法第三十一条第四項の規定による届出をするときは、様式第二の届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、経営革新等支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

（軽微な変更）

第四条　法第三十一条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

（心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者）

第五条　法第三十二条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身障害の届出）

第五条の二　［略］

（認定の更新）

第六条　認定経営革新等支援機関は、法第三十三条第一項に規定する認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第三十三条第二項において準用する法第三十二条各号に該当しないことを証する書類及び第二条第一項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十三条第二項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条　認定経営革新等支援機関は、法第三十四条の規定による届出をするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

様式第１　（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

中小企業等経営強化法第31条第１項（第33条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　中小企業等経営強化法第32条各号（第33条第２項において準用する同法第32条各号）に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］

財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第十八条第二項の規定により金融庁長官が指定するものが提出する申請書については、この限りでない。

（名称等の変更の届出）

第三条　認定経営革新等支援機関は、法第三十二条第四項の規定による届出をするときは、様式第二の届出書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、経営革新等支援業務の実施に支障がないと認められるときは、当該届出書の提出に代えて、適当と認められる方法により届け出ることができる。

（軽微な変更）

第四条　法第三十二条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、経営革新等支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

（心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者）

第五条　法第三十三条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により経営革新等支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（長期休養及び心身障害の届出）

第五条の二　［略］

（認定の更新）

第六条　認定経営革新等支援機関は、法第三十四条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一による更新申請書に、法第三十三条第二項において準用する法第三十二条各号に該当しないことを証する書類及び第二条第一項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条　認定経営革新等支援機関は、法第三十五条の規定による届出をするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第二条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する届出書の提出について準用する。

様式第１　（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

中小企業等経営強化法第32条第１項（第34条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　中小企業等経営強化法第33条各号（第34条第２項において準用する同法第33条各号）に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］